

特定非営利活動法人ひごまる会設立総会議事録

- 1 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場所 熊本市男女協働参画センターはあもにい・研修室
- 3 出席者数 30名 うち書面表決者5名、表決委任者3名

書面表決者（当日出席できないが、書面にて各議案に賛否の意見を表明している者）又は表決委任者（当日出席できないが、議長等に対して委任状を提出している者）があれば、その数を記入してください。

4 審議事項

- 第1号議案 特定非営利活動法人ひごまる会の設立についての意思決定に関する件（設立趣旨書に関する件）
- 第2号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認の件
- 第3号議案 定款承認の件
- 第4号議案 役員選任の件
- 第5号議案 設立当初の財産目録に関する件
- 第6号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書承認の件
- 第7号議案 設立初年度及び翌年度の活動予算書（又は収支予算書）承認の件
- 第8号議案 事務所の決定に関する件
- 第9号議案 設立代表者選任と権限委譲の件
- 第10号議案 議事録署名人の選任に関する件

「設立当初の財産目録」は設立総会の日現在で作成します。認証後、設立登記の日現在でもう一度作成し、保管が必要になります。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 開会の辞
- (2) 議長選出の件
- (3) 議案審議
 - 第1号議案の承認の件
 -
 - 第10号議案の承認の件

上記審議事項の各議案について、簡単な概要と議決の結果を記入します。
 (例)「議長は、第1号議案について説明後、その承認を求めたところ満場異議なく、原案のとおり承認可決された。」
 当然のことながら、承認されることが、申請の条件となります。つまり、今回の申請書に添付されている書類が全てそのまま、設立総会で承認されたはずですが。
 なお、議決後内容に変更が生じることがあれば、新たな議決が必要となります（軽微な変更は別です）。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日付は設立総会の日付以降になります。

議長 肥後 次郎 (印)
 議事録署名人 大阿蘇 麗子 (印)
 同 八代 次郎 (印)

設立総会出席者の中から選出(上記例では第10号議案)し、署名します。

提出するのは、コピーで結構です。原本は、法人本部にて保管しておいてください（登記時必要になります）。

前ページ5 議事の経過の概要及び議決の結果(記入例)

※記入の一例です。ご参考までにどうぞ。

- (1) 開会の辞
設立発起人を代表して熊本太郎氏が、開会の辞を述べた。
- (2) 議長選出の件
議長の選任について諮ったところ、満場をもって肥後次郎氏を選任した。
- (3) 議案審議
 - 第1号議案 特定非営利活動法人ひごまる会の設立についての意思決定に関する件
議長は、特定非営利活動法人ひごまる会の設立について、設立趣旨書を朗読し、本法人の設立趣旨及び目的に関し説明を行い、本法人の設立について承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。
 - 第2号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認の件
議長は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号を朗読後、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認求めたところ、満場異議なく承認可決した。
 - 第3号議案 定款承認の件
議長は、本議案につき、定款案を各条毎に説明し、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第4号議案 役員選任の件
議長は、役員選任案について説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決し、この決議により選任された者も全員これを承諾した。
 - 第5号議案 設立当初の財産目録に関する件
議長は、設立当初の財産目録につき説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第6号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書承認の件
議長は設立初年度及び翌年度の事業計画書につき説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第7号議案 設立初年度及び翌年度の活動予算書(又は収支予算書)承認の件
議長は設立初年度及び翌年度の活動予算書(又は収支予算書)につき説明をし、その承認を求めたところ、満場異議なく原案どおり承認可決した。
 - 第8号議案 事務所の決定に関する件
議長は、当法人の事務所について、定款第〇条のとおり決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

※定款で所在地を最小行政区画（熊本市、熊本市〇区）までの記載しかしていない場合、事務所の所在地を説明して、承認を得る必要がありますので、下記のように記載してください。

第8号議案 事務所の決定に関する件

議長は、当法人の事務所について、下記の通り決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、満場意義なく承認可決した。

主たる事務所 熊本県熊本市〇区〇〇町〇番〇号

従たる事務所 熊本県熊本市〇区〇〇町〇番〇号〇〇マンション〇号室（ある場合）

第9号議案 設立代表者選任と権限委譲の件

議長は、設立代表者として熊本太郎氏を選任し、所轄庁に対する設立認証申請手続きにかかる一切の権限を委譲したい旨述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

なお、議長から、設立認証申請の手続きのために、定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句修正については、設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第10号議案 議事録署名人の選任に関する件

議事録署名人について、議長より本日出席の大阿蘇麗子氏と八代次郎氏の2名を指名したところ、満場異議なく承認された。

(4) 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。